

ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランの年次報告（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）について

1 年次報告の意義

年次報告書は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例第11条に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について、明らかにするために作成している。

年次報告書における指標目標の進捗管理や各施策の実施状況及び評価は、次年度以降の事業展開に活用していくことから、重要な役割を担っている。

2 前計画「新ハーモニープラン（後期計画）」の年次報告書（参考資料1参照）

（1）構成（2章立て）

ア 第1章

「千葉市の男女共同参画の現状」として、千葉市の社会環境の変化、新ハーモニープラン（後期計画）の基本目標別に、各種統計、調査のデータを掲載している。

主に統計データを掲載し、千葉市における各種状況の経年変化、全国との比較等に重点を置き、千葉市の現状を把握する内容になっている。

イ 第2章

「千葉市の男女共同参画施策の実施状況」として、新ハーモニープラン（後期計画）に基づく施策について、前年度事業実績及び決算額、実施状況に対する自己評価、参考として当年度の予算額を掲載している。

※自己評価について

【自己評価1】「男女共同参画に配慮した点」を3項目からの選択（複数回答可）により評価

- I：事業の目的が男女共同参画社会の形成を直接的に推進するものであった
- II：事業の実施にあたり、男女双方の利用・参加に配慮した
- III：事業の企画・立案にあたり、男女双方が関わった

【自己評価2】「各施策を実施した効果」を各施策の方向性の観点から3段階で評価

- A：効果があった
- B：一定の効果があった
- C：あまり効果がなかった

ウ 参考資料

千葉市男女共同参画ハーモニー条例等を掲載している。

（2）課題

各種統計、施策の実施状況、自己評価等の掲載（数字等の羅列）に留まっている。特に自己評価については、評価を選択するだけで完結しており、効果がなかった原因等の分析には至っていない。

事業の検証とともに次年度以降の改善のために、具体的方策などの検討結果を年次報告書に盛り込むことが、次年度の事業実施に役立つものと考えられる。

3 第4次ハーモニープラン年次報告書（資料1-2及び参考資料2参照）

（1）構成（3章立て）

ア 第1章 第4次ハーモニープランの概要

第4次ハーモニープランの策定趣旨や計画の位置付けのほか、基本目標、基本的施策、重点的に実施する施策などを分かりやすく示すため体系図を掲載した。

イ 第2章 千葉市の男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けて、千葉市の状況がどの程度進んだのか検証するために設定した計24の指標の現状値等を掲載するとともに、第4次ハーモニープランに基づく施策について、平成28年度の事業実績、決算額、実施状況等についての担当部署による自己評価を掲載した。

各施策が男女共同参画社会形成の推進にどのような影響を与えているのかを把握し、基本計画の効果的な推進を図ることを目的としている。

ウ 第3章 データで見る千葉市の男女共同参画の現状

本市の現状や第4次ハーモニープランの各基本目標に関連する各種統計や調査のデータを掲載した。

エ 参考資料

千葉市男女共同参画ハーモニー条例等の関係法令を掲載した。

（2）前計画年次報告書からの主な変更点（目標達成に向けた、より効果的な評価方法）

ア 自己評価の細分化

各施策を実施した効果を3段階で評価していたものを、より慎重に自己評価をしてもらう意識付けとなるよう5段階評価に改めた。

イ 自己評価の理由の具体化

これまでは選択形式だけであり、自己評価の理由が不明なため、その評価が基本目標や施策の方向性等の趣旨から大きくかけ離れていたとしても、適切に指導を行うことができなかった。

そこで、自己評価を選択した具体的な理由を記載する様式に改めた。

ウ 「男女共同参画に配慮した点」の具体化

これまでは3項目からの選択で評価しており、男女共同参画に配慮をした内容の詳細が不明なため、本来求められる配慮から大きくかけ離れていたとしても、適切に指導を行うことができなかった。

そこで、選択形式を止め、具体的な内容を記載する様式に改めた。

エ 「課題・懸案事項・改善策・今後の方向性等」の具体化

これまでの自己評価は、評価の選択だけで完結しており、効果がなかった原因の分析や今後の改善策、方向性等を示すことがなかったため、「課題・懸案事項・改善策・今後の方向性等」の具体的な内容を記載する様式に改め、次年度以降の事業展開に活用していくこととした。

4 今後の予定

- 【12月】上記3（2）の内容に基づき、各所管課に照会中
- 【1月】各所管課の回答の確認作業（ヒアリング等実施）
- 【2月】年次報告書（案）を審議会各委員に送付及び意見照会
- 【3月】意見集約後、年次報告書の完成版を市HPに公表